

# 石川県公報

令和4年1月31日(月曜日)

号 外

(第5号)

## 目 次

人事委員会 ○職員任用に関する規則の一部を改正する規則	1	○石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び 休暇等に関する規則の一部を改正する規則	1
--------------------------------	---	--------------------------------------------------	---

## 人 事 委 員 会

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第一号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則(昭和三十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)第九条第三号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)第十条第三号の規定による休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとするもの

附 則

この規則は、令和四年二月一日から施行する。

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第二号

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「第十号、」を「第十一号、」に、「別表第二第十号」を「別表第二第十一号」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

第十二条中「第十一号まで及び第十五号」を「第十二号まで及び第十六号」に改める。

別表第二中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一 暦年につき五日(当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。